

オリックス健康保険組合が認める直接経費一覧

【基本的な考え方】

自営業者は被扶養者として認められません。

自営業者は事業の売上や必要経費、経営状態などを含めて

その事業の結果すべてに責任を負い、自ら生計を維持するものと考えます。

特別な事情がない限り、基本的には国民健康保険に加入していただくことになります。

【自営業者の収入】

自営業者の収入とは、確定申告における所得金額ではなく、

事業で得た売上金額から売上原価と直接的必要経費（その費用なしには事業が成り立たない最小限の経費）を差し引いたものです。

税法上の経費や当健保組合が直接的必要経費として認められないと判断したものを差し引くことはできません。（必要経費についての詳細はページ下の直接的必要経費をご確認下さい。）

$$\text{自営業の収入} = \text{【売上金額} - (\text{売上原価} + \text{直接的必要経費}) \text{】}$$

※自営業の収入とは別に恒常的な収入(給与収入、年金、恩給など)がある場合は、控除前の総額を自営業の収入に加算して年収と考えます。

【直接的経費として認められる経費】

税法における特別控除や青色申告等の基礎控除は、実際の経費ではありませんので、直接的必要経費として認められません。

直接経費とは税法上、認められている経費とは異なり、その費用なしに事業が成り立たない経費を指します。

「○」直接的経費と認められる経費

「×」直接的経費と認められない経費

「△」条件付きで直接経費と認める経費

【一般事業所得】

科目	認定可否	科目	認定可否	科目	認定可否
売上原価	○	減価償却費	×	広告宣伝費	×
外注工賃	×	貸倒金	×	接待交際費	×
消耗品費	○	利子割引料	×	損害保険料	×
地代家賃	△ ※	租税公課	×	修繕費	×
水道光熱費	△ ※	荷造運賃	×	福利厚生費	×
専従者給与	×	旅費交通費	×	雑費	×
給料賃金	×	通信費	×	青色申告特別控除	×

※住居と事業所所在地が別の場合は経費として認めます。

【不動産所得】

科目	認定可否	科目	認定可否
給料賃金	×	租税公課	×
減価償却費	×	損害保険料	×
貸倒金	×	修繕費	×
地代家賃	△ ※	雑費	×
借入金利子	×	その他	×

※住居と事業所所在地が別の場合は経費として認めます。

【農業所得】

科目	認定可否	科目	認定可否	科目	認定可否
租税公課	×	修繕費	○	地代賃借料	×
種苗費	○	動力光熱費	○	土地改良費	○
素蓄費	○	作業用衣料費	×	保険料	×
肥料費	○	農業共済掛金	×	旅費交通費	×
飼料費	○	減価償却費	×	接待交際費	×
農具費	○	荷造運賃手数料	×	車両費	×
農薬衛生費	○	雇人費	×	地代家賃	△ ※
諸材料費	○	利子割引料	×	水道光熱費	△ ※

※住居と事業所所在地が別の場合は経費として認めます。

《注意事項》

- 認定時には過去 3 年分の確定申告書を提出いただきます。
- 従業員の雇用があり、給与賃金の支出が認められる場合は、扶養認定対象にはなりません。